

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覽

磯子区連合町内会長会資料  
令和7年4月17日  
磯子警察署 生活安全課

令和7年3月末現在

暫定値		令和7年3月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺		窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
						オレオレ	キャッシュカード詐欺													
区内全域	令和7年	167	3	10	16	14	2	106	4		4	36	1	7	21	33	10	1	9	22
	令和6年	117	1	16	10	8	2	69			1	19	7	4	16	22	5		5	16
	増減	50	2	-6	6	6		37	4		3	17	-6	3	5	11	5	1	4	6
磯子	令和7年	24	2		2	2		12				5		3	3	1	3		3	5
	令和6年	16		4	1	1		9			1	3			2	3	1		1	1
	増減	8		-4	1	1		3			-1	2		3	1	-2	2		2	4
磯子台	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
鳳町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和7年	16		1	4	4		11				3	1	1	2	4				
	令和6年	8			1	1		5				1	1		1	2				2
	増減	8		1	3	3		6				2		1	1	2				-2
上町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
上中里町	令和7年	3						1			1									2
	令和6年	2						1				1								1
	増減	1									1	-1								1
栗木	令和7年	2			2	1	1													
	令和6年	3						3				1			2					
	増減	-1			2	1	1	-3				-1			-2					
坂下町	令和7年	1			1	1														
	令和6年	0																		
	増減	1			1	1														
汐見台	令和7年	3			1	1		2						1	1					
	令和6年	4			1	1		2							2		1		1	
	増減	-1												1	-1		-1		-1	
下町	令和7年	1						1			1									
	令和6年	1						1				1								
	増減	0									1	-1								
新磯子町	令和7年	1						1							1					
	令和6年	1		1				1							1					
	増減	0		-1																
新杉田町	令和7年	5		1				3			3									1
	令和6年	2		2				3												1
	増減	3		-1							3									
新中原町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和7年	1																		1
	令和6年	0																		
	増減	1																		1
杉田	令和7年	24		2	1	1		18			6			8	4		1		1	2
	令和6年	17		3	2	1	1	10			2			4	4					2
	増減	7		-1	-1			8			4			4			1		1	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和7年3月末現在

暫定値		令和7年3月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺		窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺		その他	
						カード詐欺	キャッシュ											投資	その他		
杉田坪呑	令和7年	2						2								2					
	令和6年	0																			
	増減	2						2								2					
滝頭	令和7年	6						5				1		1		3	1			1	
	令和6年	2						2					1			1					
	増減	4						3				1	-1	1		2	1			1	
田中	令和7年	0																			
	令和6年	1			1	1															
	増減	-1			-1	-1															
中浜町	令和7年	3						3	2			1									
	令和6年	1						1				1									
	増減	2						2	2												
中原	令和7年	7		2				3				2				1	1			1	1
	令和6年	7		1				2				1			1		1				3
	増減	0		1				1				1			-1	1				1	-2
西町	令和7年	3						3				2				1					
	令和6年	3		1				2					1			1					
	増減	0		-1				1				2	-1								
原町	令和7年	3			1	1		1						1							1
	令和6年	1			1																1
	増減	2			-1	1		1						1							
馬場町	令和7年	1																			1
	令和6年	1																			-1
	増減	0																			
東町	令和7年	11						8				5			2	1	2			2	1
	令和6年	3						2				2									2
	増減	8						6				3			2	1	2			2	1
久木町	令和7年	3						2				1				1					1
	令和6年	2		1				1					1								1
	増減	1		-1				1				1	-1			1					1
氷取沢町	令和7年	1						1								1					
	令和6年	1						1						1							
	増減	0												-1		1					
広地町	令和7年	1						1								1					1
	令和6年	1																			-1
	増減	0						1								1					
丸山	令和7年	7	1	1	1	1		3				2		1							1
	令和6年	6		1	2	1	1	3				1		1		1					1
	増減	1	1		-1		-1					1				-1					1
峰町	令和7年	1						1								1					
	令和6年	0																			
	増減	1						1								1					
森	令和7年	16		2	2	2		8			1	2			2	3	2	1	1	1	2
	令和6年	12						11				5			2	4	1			1	1
	増減	4		2	2	2		-3			1	-3				-1	1	1		1	2
森が丘	令和7年	1						1	1												
	令和6年	1						1								1					
	増減	0							1							-1					
洋光台	令和7年	20			1		1	15	1		2	1			4	7					4
	令和6年	20		1	1	1		13				3		2	6	2	1			1	4
	増減	0		-1		-1	1	2	1		2	-2		-2	-2	5	-1			-1	

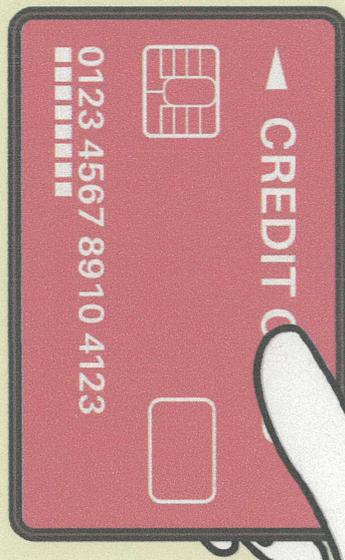
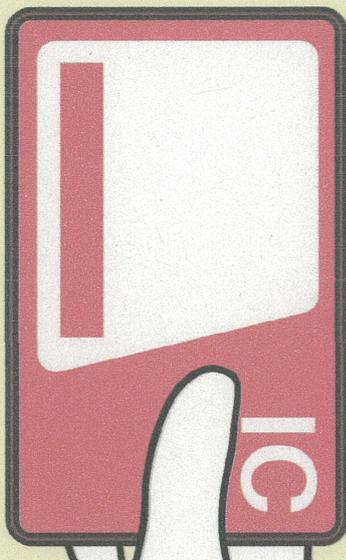


免許更新 車庫証明

など



# 警察手数料は キャッシュレス決済で!



警察署窓口では現金の  
お取り扱いができません。

※現金でのお支払いの場合、窓口でお渡しする納付書を使って、  
金融機関・コンビニ等でお支払いを済ませていただく必要があります。

## 利用可能な決済方法の一例

クレジットカード



電子マネー



コード決済



※上記の決済方法は一例です。詳細はHPをご確認ください。

## 対象手数料の一例

運転免許証の更新

自動車保管場所に関する申請

道路使用許可に関する申請

風俗営業に関する申請

神奈川県収入証紙で取り扱う全ての警察手数料が対象となります。

## 取扱場所

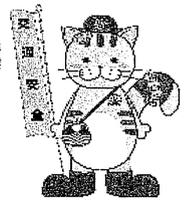
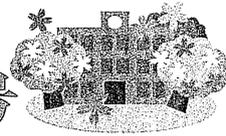
- ・神奈川県警察本部
- ・各警察署
- ・運転免許センター (令和7年8月導入予定)
- ・高速道路交通警察隊
- ・第二交通機動隊
- ・その他、外部委託先など



# 磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



## 令和7年 4月号



### 1 発生件数

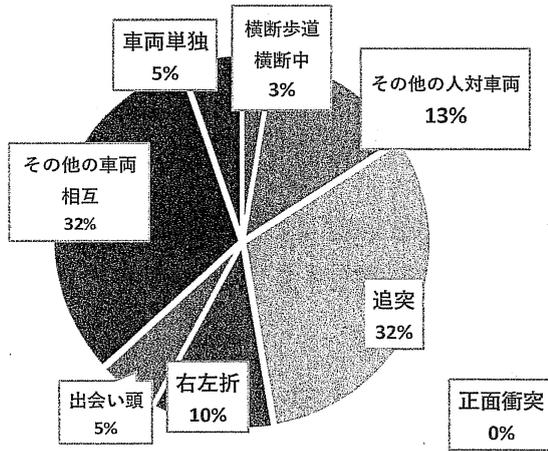
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	60	3	67
前年累計	53	0	61
前年比	+7	+3	+6

\*令和7年 3月末現在



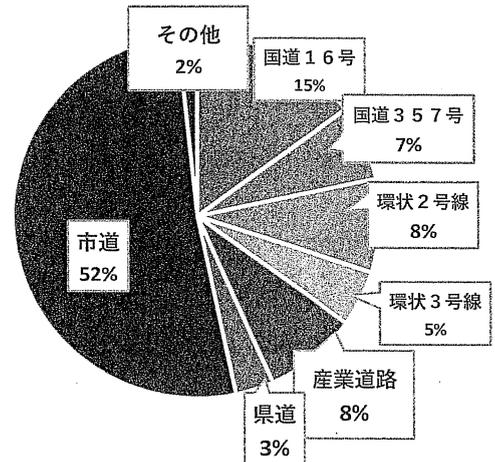
磯子警察署管内の3月中の交通事故の発生は前年比マイナスですが、交通死亡事故が発生し、神奈川県内でも交通死亡事故件数が全国ワースト1位となっています。自動車や二輪車だけでなく、みんなで交通ルールを守って過ごしましょう。

### 2 類型別発生件数



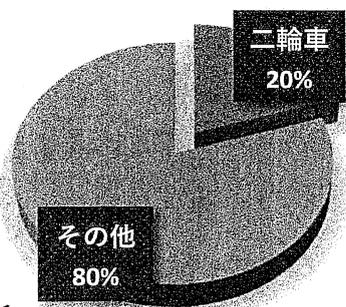
車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

### 3 路線別発生件数



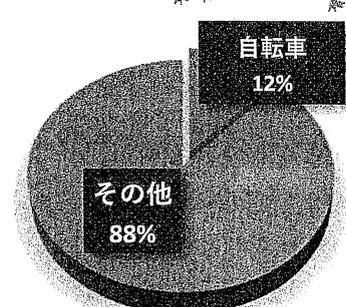
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

### 4 二輪車の事故

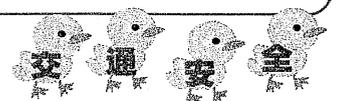


※全事故のうち二輪車が含まれる割合

### 5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合



\*バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。  
\*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

気温の変化や環境の変化で集中力が低下しがちですが、運転中は気を緩めず、安全運転をよろしくをお願いします。歩行者や車両運転時も交通ルールをしっかりと守りましょう。



安全は心と時間のゆとりから

特殊詐欺にも注意しましょう!

# 磯子区のみなさんへ

## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。

また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

- 3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

- 4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

- 5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



## 知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、**ヘルメット**をかぶりましょう！



## 反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



ヘッドライト下向き  
時速60km



黒っぽい服装  
約26m



白っぽい服装  
約38m



反射材着用  
57m以上



反射材付きエコバック  
(左側)



靴用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き傘



反射材タックルバンド

神奈川県警察

## 神奈川県警察 交通総務課

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん



いそっく



イソゴリくん

公式X



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！

QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

## 令和7年中の火災・救急状況

＜令和7年1月1日から令和7年3月31日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

### ■ 区内の火災発生状況（3月）

- ・ 3月10日（月）磯子区広地町 建物火災
- ・ 3月11日（火）磯子区中原一丁目 建物火災
- ・ 3月27日（木）磯子区新中原 その他の火災（4件）

### ■ 区内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		4件	16件	12件
種別	建物	3件	7件	4件
	車両	1件	0件	△1件
	その他	0件	9件	9件
焼損床面積		0㎡	37㎡	37㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	0人	0人

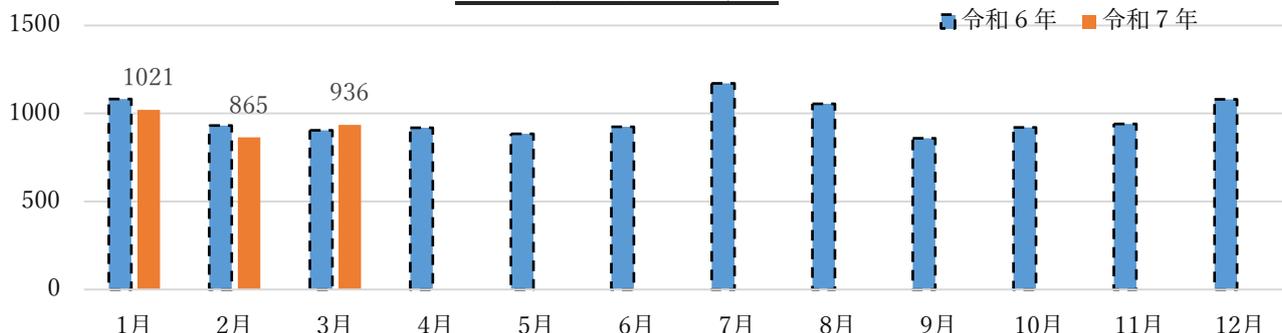
### ■ 市内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		173件	244件	71件
種別	建物	117件	146件	29件
	車両	18件	12件	△6件
	その他	38件	86件	48件
焼損床面積		1,865㎡	1,977㎡	112㎡
死者数		12人	12人	0人
負傷者数		28人	36人	8人

## ■ 区内・市内の救急件数

・区内 2,822 件（昨年比 97 件減）・市内 63,697 件（昨年比 99 件増）

～区内月別救急件数～



## ガストーチ（ガスバーナー）による火災等にご注意ください！

あぶり料理やアウトドアの際に使用されるガストーチ(ガスバーナー)ですが、近年、製品の不具合等による事故や火災が多く発生しています。

ガストーチ（ガスバーナー）を使用する場合は、以下の点にご注意ください。

- 1 カセットボンベに正しくしっかりと固定されていることを確認する。
- 2 ガストーチ本体やカセットボンベに変形やヒビ割れ等がないことを確認する。
- 3 カセットボンベを逆さま、または斜めにして使用しない。
- 4 指定されているカセットボンベを使う。
- 5 点火動作をする前に、ガス漏れの音やにおいがしないことを確認する。



購入時には【◇PSLPGマーク】の表示をチェック！

粗悪品による事故を防ぐため、令和7年2月から液化石油ガス法が改正され、令和8年2月には当該マークが表示されていない製品の販売が禁止されます。

※ 詳細は経済産業省のウェブサイトをご確認ください。



◇PSLPGマーク

自治会町内会長 様

## 初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、本年度の補助金交付事業の受付を開始します。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】 定例会等で初期消火器具の補助金事業について周知してください

【単位会長】 定例会等で補助金を利用した設置・更新についてご検討いただき、申請する場合、消防署にご相談の上、申請をしてください。

### 3 補助金申請の概要

(1) 受付期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 9 月 30 日（火）

(2) 申請要件

ア 地域に消火栓がある

イ 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある

ウ 定期的に訓練を実施できる

(3) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署にご提出をお願いします。

※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。

(4) 対象経費

ア 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合

初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします。

※ 令和 7 年度は、横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「**重点対策地域**」に該当する町丁目に初期消火器具を**新規設置**する場合、初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の **10 分の 9 に相当する額（上限 27 万円）** を補助するメニューを新たに追加します。

【**重点対策地域一覧（区内）**】 ※下表の地域でも部分的に「重点対策地域」に含まれていない可能性があります。

岡村 1～6 丁目	岡村 8 丁目	滝頭 1～3 丁目	中浜町
久木町	広地町	丸山 2 丁目	

イ 初期消火器具の一部更新設置の場合

消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします。

### 4 重点対策地域内の自治会・町内会への説明について

「重点対策地域」を含む地区（滝頭、岡村、磯子）の地区定例会に消防職員が伺い、初期消火器具の補助金設置について説明させていただきます。



申請書はこちら

担当：磯子消防署総務・予防課 予防係 岩永、山口、横手  
電話/FAX：045-753-0119  
Email：sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長様

磯子消防署長

## 令和7年度 新規家庭防災員研修受講者の推薦について（協力依頼）

## 1 事業の趣旨

磯子消防署では、「自助から始まり、地域における防火防災の担い手として活躍できる家庭防災員」を養成することを目的とした、研修受講者を募集いたします。

つきましては、自治会町内会で希望する方の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

## 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合会で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、自治会町内会の参加者を取りまとめいただき、磯子消防署へ報告してください（全ての自治会・町内会に一律で推薦依頼をするものではありません。地域の実情に応じ、受講希望者を推薦してください。）。

## 3 研修の概要

区分	研修日時	受講方法・場所	研修内容
防火/地震 風水害/DIG/救急	令和7年6月1日(日) ～7月3日(木)まで	オンライン動画視聴 (所要約1時間30分) ※動画の視聴ができない方は ご連絡ください。	住宅防火対策、地震・風水害への備え、DIG、救命処置など（よこはま防災e-パーク）
① 地震・火災体験ツアー ② 風水害体験ツアー ③ 救急講話	令和7年7月4日(金) または7月5日(土) 9時30分～12時30分 ※どちらかに参加	横浜市民防災センター (神奈川区沢渡4-7)	地震・火災シミュレーターや減災トレーニング、マイタイムラインの作成など
スキルアップ救命講習 (※希望者のみ)	令和7年11月29日(土) 9時～12時	磯子消防署 または磯子区役所 ※決定後、受講者の方にお知らせします。	普通救命講習 I

※詳細な受講方法や案内については、後日推薦いただいた受講者に直接お知らせします。

※防災センターでの研修は両日とも同内容になります。都合の良い日に御参加ください。

※研修参加者については、消防局で一括して傷害保険に加入しています。

## 4 推薦要件

満15歳以上の磯子区在住の方（過去に受講されたことがある方も可）

## 5 募集期間

令和7年4月17日(木)から令和7年5月30日(金)まで ※必着

## 6 推薦方法

同封の「推薦書」に必要事項を御記入のうえ、次のいずれかの方法で担当まで御提出ください。

- (1) 郵送（同封の返信用封筒で返信してください。）  
・恐れ入りますが、切手代は自治会・町内会で御負担をお願いいたします。
- (2) 電子メール（推薦書の様式は磯子消防署ホームページからダウンロード可能です。）  
・電子メール送信先 sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp
- (3) 磯子消防署又は各消防出張所の窓口へ直接提出  
・磯子区には磯子消防署のほか、杉田、洋光台の2か所に消防出張所があります。

## 7 添付資料

- (1) 新規家庭防災員研修受講者推薦書
- (2) 新規家庭防災員募集ちらし

担当：磯子消防署総務・予防課 岩永・濱田 電話：045 - 753 - 0119 E-mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp
---

磯子消防署長

提出者 氏名 \_\_\_\_\_  
 自治会・町内会 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

### 新規家庭防災員研修受講者推薦書

令和7年度の新規家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。  
 提出期限：令和7年5月30日(金)まで ※必着

フリガナ 氏 名	住所	連絡先 (数字の0とアルファベットのoなど 分かるように記載してください。)
	磯子区	電話：_____ Mail：_____

※全ての自治会・町内会に一律で推薦依頼をするものではありません。地域の実情に応じ、受講希望者を推薦してください。過去に受講された方の推薦も可とします。

- ・上記個人情報については、当該事業の目的以外には使用いたしません。
- ・氏名は楷書で、**フリガナ**を付け、住所は棟室番号まで正しくご記入ください。
- ・受講案内を記載のメールアドレスに送付しますので、正しくご記入ください。
- ・記入欄が足りない場合、ホームページからダウンロードするか、この用紙をコピーしてご使用ください。

担当：磯子消防署 予防係 岩永・濱田  
 電話：045-753-0119  
 Mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

# 令和7年度

# 新規家庭防災員研修 受講者募集

## 防火・地震・風水害

住宅防火対策や  
地震・風水害への備えなど

## DIG

Disaster(災害)  
Imagination(想像力)  
Game(ゲーム)

地図を使って地域の防災対策  
を検討する研修

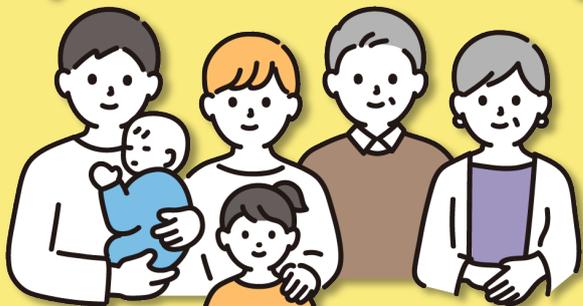
## 救急

横浜市内の救急情勢や  
応急手当、予防救急など

災害に強いまちづくりはあなたの知識から！一緒に**家庭**や**地域**を守りましょう！

申請の期限は

**5月30日(金)まで**



受講  
対象

満15歳以上の磯子区民  
(過去に受講された方も可)

申請  
方法

- 郵送 (磯子区磯子2-1-3 磯子消防署宛て)
- 電子メール (sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp)
- 窓口 (磯子消防署または各消防出張所)

研修内容	日時	受講場所・方法
防火/地震 風水害/DIG/救急	令和7年6月1日(日) ～7月3日(木)まで	オンライン動画視聴 (よこはま防災eパーク) ※動画の視聴ができない方はご連絡ください。
①地震・火災体験ツアー ②風水害体験ツアー ③救急講話	令和7年7月4日(金)または5日(土) 9時30分～12時30分 ※どちらかの日程に参加してください	横浜市民防災センター (神奈川区沢渡4-7)
スキルアップ救命講習 (※希望者のみ)	令和7年11月29日(土) 9時～12時	磯子消防署 または磯子区役所 ※決定後、受講者にお知らせします。

お問い合わせ

磯子消防署 総務・予防課予防係 家庭防災員担当

磯子区磯子2-1-3 TEL045-753-0119 磯子消防署HPはこちら▶



## GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和 7 年 3 月 19 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 2 GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年3月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

## ■GREEN×EXPO 2027の最新会場計画について

GREEN×EXPO 2027における会場計画のうち、主要な施設「テーマ館」「園芸文化展示」「政府出展」の展示内容について、最新情報を公表しました。未知なる植物の力や日本の伝統的な自然観について、見て、触れて、学んでいただける展示として準備を進めています。

### ● すべての生命はつながっている。植物を中心に。（テーマ館）

地球上のすべての生命のうち、重量で82%を占める植物。テーマ館では地球を支える命の根源である植物の真の姿を、最新の映像技術と展示技術でお伝えします。また、東日本大震災の津波に耐えた陸前高田市の「奇跡の一本松」の根も展示。復興を象徴する展示であり、植物が菌類と共生する土の中の世界を最新の研究成果に基づきお伝えします。



#### <展示エリア>

「奇跡の一本松」の根を展示。植物が菌類と築く土の中のネットワークを紹介し  
ます。

### ● 江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現（園芸文化展示）

日本人が自然とともに親しんできた園芸文化。江戸期には、日本の園芸文化は世界最高水準に発達しました。園芸文化展示では、江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現します。また屋外には、江戸時代の植木屋・花屋敷を再現。春分から始まり、晩春・初夏・盛夏・初秋と植物を入れ替え、日本の園芸文化の水準の高さや自然観、季節感を体感いただけます。



< 展示エリア >

屋内展示では建築との調和を考慮した展示空間を構成し、日本の園芸文化の魅力等を発信。

● 日本の自然観を再考し、未来へ進む（政府出展）

政府出展が位置するのは、横浜市内を流れる和泉川の流頭部。この貴重な自然環境を引き継いでいくため、流頭部の自然環境を読み解き、既存の樹木や在来の植物を活用し、屋外展示では美しい風景としての「令和日本の庭」をつくりあげます。また、屋内展示ではプラネタリーバウンダリーといった地球規模の課題について、“みどり”で解決する可能性を体感・共感し、来場者が考え、ひとりひとりが取り得る行動への一歩を提案します。



< 屋外展示 >

竹林や松林といった日本の里山の風景を背景に、日本の雅を華やかに表現。

国土交通省・農林水産省提供



< 屋内展示 >

農とみどりが調和した都市～農山漁村の将来像を提示する。

国土交通省・農林水産省提供

## ■ 「Village出展」及び「花・緑出展」の内定について

新たに「Village出展<sup>\*1</sup>」に5件、「花・緑出展<sup>\*2</sup>（企業・団体・個人）」に63件、そして「花・緑出展（自治体）」に73件が内定しました。

これにより、2024年10月1日（火）に発表された内定者とあわせて、

「Village出展」に 13件、

「花・緑出展」に360件、

両出展への内定者は合計373件となりました。

- 「Village出展」第二次内定者（5件）（※五十音順）
  - ・株式会社大林組
  - ・清水建設株式会社
  - ・住友林業株式会社
  - ・東急グループ
  - ・東日本電信電話株式会社
- 「花・緑出展」第二次内定者 企業・団体・個人（63件） 別紙一覧
- 「花・緑出展」内定 自治体（73件） 別紙一覧

### ※1 Village出展とは

市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

### ※2 花・緑出展とは

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

## ■ 「テーマ営業出店」の内定について

「テーマ営業出店<sup>\*3</sup>」に4件が内定しました。

- 「テーマ営業出店」内定者（4件）（※五十音順）
  - ・JAグループ
  - ・株式会社丸兆
  - ・明治グループ
  - ・山崎製パン株式会社

※3 テーマ営業出店とは

共創事業「Village」において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する、エシカル消費や食育などをテーマとした独自の飲食や物販等、企業・団体による出店。

会場計画図ならびに Village 出展・テーマ営業出店の配置

GREEN×EXPO 2027の会場空間を共創するパートナーは「Village出展」、「花・緑出展」、「テーマ営業出店」をあわせて377件となり、多くの出展者のみなさまと一緒に魅力溢れる会場空間を準備して参ります。



※Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の各内定者より個別リリースが発出されている場合がございます。



Village 出展・テーマ営業出店内定者

<前列左から>

株式会社大林組◆、住友林業株式会社◆、東日本電信電話株式会社◆、株式会社 KT グループ◆、相鉄ホールディングス株式会社◆、大和ハウス工業株式会社◆、三菱国際園芸博覧会総合委員会◆、JA グループ◇、明治グループ◇

<後列左から>

清水建設株式会社◆、東急グループ◆、鹿島建設株式会社◆、三光ソフランホールディングス株式会社◆、竹中グループ◆、東邦レオ株式会社◆、株式会社丸兆◇、山崎製パン株式会社◇

(企業・団体名のみ。敬称略。◆は Village 出展内定者、◇はテーマ営業出店内定者。)



<前列左から>

株式会社サカタのタネ、一般社団法人ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ、一般社団法人JFTD（花キューピット）、全国花みどり協会、玉川大学、一般社団法人日本植木協会、一般社団法人日本造園建設業協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会、株式会社ハクサン

<後列左から>

福島県、千葉県、富山県、神戸市、福山市、高松市、熊本市

花・緑出展内定者



2年前発表会に参加された出展内定者一同

## ■主催者挨拶

### 登壇者一覧 ※敬称略

- ・会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）



#### 【十倉会長コメント】

GREEN×EXPOの見どころの一つとなるテーマ館や園芸文化展示、政府出展など、本博覧会の魅力の一端をご紹介します。皆様ぜひ楽しみにしていただきたい。

2年後、会場となる横浜・上瀬谷で、圧倒的な花と緑、魅力的な空間を創出し、皆様をお迎えできるよう、協会一同、関係者の皆様とともに、引き続き着実に準備を進めていく。



#### 【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、米軍から返還された土地の友好平和利用の象徴であり、また、国内外から参加される多くの皆様と、気候変動の課題を共有し、解決につなげるアクションを起こす場、そしてそのアクションを世界へと発信していく場。

一人一人の行動やライフスタイル、企業行動を変えていくきっかけとなるGREEN×EXPOを、ホストシティとして、皆様とともに大いに盛り上げていきたい。



#### 【黒岩知事コメント】

開催期間中のみならず、機運醸成の段階から、多様な主体が積極的に参加し、「みんなで盛り上げ、みんなで創り、みんなが参加できる万博」をめざす。

また、ミュージカルや庭園等の出展を通じ、県政の基本理念である、いのち輝く「"Vibrant INOCHI"」の実現をめざしていく。

## ●「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」開催概要

【日時】2025年3月19日（水）10時30分～11時15分

【会場】日本橋三井ホール

### 【登壇者】

- ・2027年国際園芸博覧会協会 会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長 脇坂 隆一
- ・Village 出展内定者 13件
- ・テーマ営業出店内定者 4件
- ・花・緑出展内定者 16件

### 【内容】

- ・オープニングアタック映像
- ・主催者挨拶
- ・GREEN×EXPO2027 紹介映像
- ・会場計画・出展関連情報発表
- ・内定者紹介・フォトセッション

---

## 本件に関するお問合せ先

○GREEN×EXPO 2027に関すること

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【会場計画に関すること】 企画調整部調整課 担当：田中 Tel：045-307-2068

【Village 出展・テーマ営業出店に関すること】 事業部事業企画課 担当：齋藤 Tel：045-307-2049

【花・緑出展に関すること】 出展部出展課 担当：丸山 Tel：045-307-2057

○GREEN×EXPO 2027 PR事務局（株式会社プラチナム内） 担当：星野・河村・小野

MAIL：greenexpo2027\_pr@vectorinc.co.jp

TEL：03-5572-6072 FAX：03-5572-6075

---

## GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トゥンクトゥンク」

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【Village出展】計13件(第一次内定8件+第二次内定5件)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	内定区分	No.	企業・団体名	内定区分
1	株式会社 大林組	②	8	大和ハウス工業株式会社	①
2	鹿島建設株式会社	①	9	竹中グループ	①
3	株式会社 KTグループ	①	10	東急グループ	②
4	三光ソフランホールディングス株式会社	①	11	東邦レオ株式会社	①
5	清水建設株式会社	②	12	東日本電信電話株式会社	②
6	住友林業株式会社	②	13	三菱国際園芸博覧会総合委員会	①
7	相鉄ホールディングス株式会社	①			

【テーマ営業出店】計4件

(五十音順)

No.	企業・団体名	No.	企業・団体名
1	JAグループ	3	明治グループ
2	株式会社 丸兆	4	山崎製パン株式会社

【花・緑出展(企業・団体・個人)】計287件(第一次内定226件+第二次内定63件のうち重複2件除く。一部非公表あり)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	アース製菓株式会社		①	54	一般社団法人 神奈川県園芸協会		①
2	アーティフィシャルフラワーズ協会		①	55	一般社団法人 神奈川県造園業協会	①	
3	アイバルブ・ジャパン		①	56	神奈川県立横浜瀬谷高校		②
4	有限会社 アオキ・グリーン	①		57	学校法人 神奈川大学		②
5	株式会社 赤塚植物園	①	①	58	株式会社 金沢臨海サービス	①	
6	株式会社 アジャイルエナジーX		①	59	株式会社 庭師生樹		①
7	足立原造園土木株式会社	①		60	株式会社 Kam's YOSHIDA		②
8	アトリエ十色 ※共同出展		①	61	カレンフジ株式会社	①	
9	有限会社 アミノ	①		62	有限会社 季織苑		①
10	アライグリーン株式会社	①		63	岸田園芸株式会社	①	
11	Anti kukka ※共同出展		①	64	株式会社 kinoiro	①	①
12	and now合同会社		①	65	株式会社 岐卓造園	①	
13	EPFD協会		①	66	近畿花き振興協議会 ※共同出展		②
14	生きる庭	①		67	株式会社 クォンタムフラワーズ&フーズ		①
15	池坊のいけばなを魅せる会「咲ら-SAKURA-」 ※共同出展		①	68	有限会社 グラスハウス ※共同出展	①	
16	一般社団法人 いけばな協会		①	69	株式会社 グリーンアンドアーツ	①	
17	いけばな文化振興普及協会 いけばなworks		①	70	株式会社 グリーンファーム		①
18	生駒造園土木株式会社	①		71	株式会社 グリーンフィールドプロジェクト		②
19	石井造園株式会社		①	72	株式会社 クレイ		②
20	株式会社 石勝エクステリア ※共同出展	②		73	クロダファーム		②
21	インキナ コウ		②	74	グンゼグリーン株式会社		②
22	石原産業株式会社		①	75	株式会社 Kei's ※共同出展	①	
23	株式会社 伊藤商事 ※共同出展		①	76	原色ドライフラワー研究会		①
24	イノチオ精興園株式会社		①	77	一般財団法人 公園財団		①
25	有限会社 今井ナーセリー ※共同出展		①	78	有限会社 幸徳園	①	
26	岩間造園株式会社	①		79	港南植木ガーデン・福岡造園 ※共同出展	①	
27	インターフローラルデザイナー協会		①	80	小菊盆栽芸術協会会長生会 ※共同出展		①
28	株式会社 ヴェルデ		①	81	一般財団法人 国際花と緑のセラピー協議会		①
29	株式会社 内田造園	①		82	国際雪割草協会		①
30	株式会社 内田緑化興業	②	②	83	苔むすび合同会社		①
31	内山緑地建設株式会社	①		84	小杉造園株式会社	①	
32	株式会社 エコ・ファーム鳥取		①	85	株式会社 小林園	①	
33	江崎真吾 グリーンプラザみやま	①	①	86	Comoris DAO合同会社	②	
34	特定非営利活動法人 SDGs JAPAN-TOCHIGI	②		87	これからのいけばなを考える会		①
35	ENEGGO株式会社		①	88	株式会社 サカタのタネ	①	①
36	FSブルーム株式会社	①		89	サカタのタネ グリーンサービス株式会社	①	
37	合同会社 FGL		②	90	相模庭苑株式会社	②	
38	一般社団法人 園芸学会		②	91	作庭志稲田株式会社	①	
39	公益社団法人 園芸文化協会 ※共同出展		①	92	櫻井造園土木株式会社	①	
40	園修造園	①		93	SANOYOI-咲の宵-		②
41	欧風花インスティテュート		①	94	佐橋造園		①
42	OATアグリオ株式会社		②	95	有限会社 座間洋らんセンター		①
43	大島造園土木株式会社	①		96	サントリーフラワーズ株式会社	①	①
44	オーストラリアプリザーブドフラワー協会(APA)		①	97	三楽衆 ※共同出展	①	
45	大田市場花き部代表者会 ※共同出展		①	98	JEJアステージ株式会社	①	①
46	岡田茂吉美術文化財団 神奈川支部		①	99	一般社団法人 JFTD(花キュービット)		①
47	一般財団法人 沖縄美ら島財団	①		100	JA足利 花き部会		①
48	屋内緑化推進協議会	①	①	101	ジェービーエス製菓株式会社		①
49	一般財団法人 小原流 横浜支部		①	102	四季彩庵 ※共同出展		①
50	合同会社 オリピアス		②	103	有限会社 四季の企画社		①
51	NPO法人 ガーデンを考える会		①	104	四国庭石株式会社	①	
52	株式会社 貝塚造園・GREENCALMHOUSE・植和造園・PLANTED・田野井造園株式会社・株式会社 きたむら園 ※共同出展	①		105	シドモア桜の会 横浜		①
53	株式会社 カインズ		②	106	有限会社 清水工業ガーデン	①	
				107	株式会社 ジャクエツ	①	①

## GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
108	合同会社 シフトガーデニングアンドグリーン		①	177	一般社団法人 日本種苗協会		①
109	一般社団法人 ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ ※共同出展		①	178	日本樹木医学会神奈川県支部		①
		179		一般社団法人 日本造園組合連合会	①		
110	シャン フルーリー イズミ		①	180	一般社団法人 日本造園組合連合会大阪府支部		①
111	株式会社 春峰園	①		181	一般社団法人 日本造園建設業協会	①	
112	湘南造園株式会社	①		182	一般社団法人 日本造園建設業協会 神奈川県支部	②	
113	株式会社 新松戸造園		①	183	一般社団法人 日本造園建設業協会東北総支部(東北地区緑化団体協議会)	①	
114	有限会社 スープ		①				
115	株式会社 鈴木造園土木	①		184	日本ナチュロック株式会社	①	
116	株式会社 鈴鍵	①		185	日本花あしらい普及協会		①
117	合同会社 スピカ		②	186	公益財団法人 日本花の会	①	
118	住友化学園芸株式会社		①	187	公益財団法人 日本ばら会		①
119	住友林業緑化株式会社	①	①	188	一般社団法人 日本ハンギングバスケット協会		①
120	晴照造園	①		189	日本フラワー作家協会		①
121	一般社団法人 世界押花芸術協会		②	190	公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会		①
122	摂南大学		②	191	一般社団法人 日本盆栽協会 ※共同出展		①
123	全国女性造園技術者の会		①	192	特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会		①
124	全国花みどり協会		①	193	日本レミコ押し花学院・国際プレストフラワーデザイナー協会		①
125	特定非営利活動法人 全日本愛蘭会		①	194	庭工荒川・霧が丘緑舎 ※共同出展	①	
126	宣法未生流 with DAKTEN ※共同出展		①	195	庭咲桜(にわざくら)		①
127	ソアラ株式会社		②	196	庭祥 清水庵	②	
128	造園作家展組合 ※共同出展	①	①	197	株式会社 庭作す森	①	
129	草月会神奈川県支部		②	198	庭屋遠舟	①	
130	相武造園土木株式会社	①		199	庭屋mohey	①	
131	ソラフラワーズ協会 ※共同出展		①	200	株式会社 庭屋の関	①	
132	有限会社 ダイカツプラント		①	201	野村不動産株式会社 ※共同出展		②
133	株式会社 泰山園	①		202	株式会社 ハイボネックスジャパン	②	①
134	株式会社 タカシヨー	①		203	BAOBABLISS×MOTOMACHI花こ ※共同出展	②	
135	高梨庭園 ユタカ株式会社 ※共同出展	①		204	株式会社 ハクサン	①	①
136	株式会社 高山煉瓦建築デザイン	②		205	箱根植木株式会社		②
137	株式会社 竹内庭苑	①		206	一造園土木株式会社	①	
138	株式会社 田澤園	①		207	花育CasualFlowerSalon		②
139	夢科高原 パラクライングリッシュガーデン	②		208	花鏡 ※共同出展	①	
140	多肉スタイリング協会®		①	209	はなじゅく／フェリシテフラワー ※共同出展		①
141	食べるバラ農園	②		210	花と緑の研究所株式会社		②
142	玉川大学・玉川学園	①		211	一般社団法人 花の国日本協議会		①
143	地域共創 造園有志チーム ※共同出展	①		212	花屋務 ※共同出展	①	
144	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	②		213	花LINKS株式会社		①
145	千葉大学大学院園芸学研究院		①	214	株式会社 HAMART Indonesia	①	
146	中部リサイクル株式会社 ※共同出展	②		215	株式会社 濱田園	①	
147	有限会社 DFAフローリスト資格認定協会		①	216	株式会社 ハルティン	②	
148	テクノ・ホルティ園芸専門学校		①	217	株式会社 パレ		②
149	デザインで未来を拓く!日本園芸文化研究会		①	218	株式会社 日比谷花壇		①
150	Temple Japan ※共同出展	①		219	viridiflora		①
151	天龍造園建設株式会社	①		220	株式会社 HIRO GARDENING	①	①
152	東海園株式会社	②		221	有限会社 ファイブ・アイランド ※共同出展		①
153	株式会社 東海グローバルグリーンング ※共同出展		①	222	株式会社 フィーカ	①	
154	株式会社 東京堂		①	223	株式会社 フォーシーズンズプレス		①
155	東光園緑化株式会社	②		224	ふくいちガーデン	②	
156	東都造園株式会社	①		225	合同会社 Fukunys		②
157	とう美緑化株式会社	①		226	福花園種苗株式会社		②
158	株式会社 杜若園芸	①	①	227	株式会社 富士植木	①	
159	トロッケンゲシュテック(木の美とスパイスの飾り花)協会		①	228	藤造園建設株式会社	①	
160	なか区民クラブ(元町百段公園愛護会)		①	229	フマキラー株式会社		②
161	中島 大輔		①	230	一般社団法人 ブラッサムアート協会		①
162	株式会社 並木園	①		231	株式会社 プラネット		①
163	奈良造園土木株式会社	①		232	Flower Japan実行委員会		①
164	株式会社 ナリコー		②	233	プリザービングフラワーズ協会 ※共同出展		①
165	株式会社 南神	②		234	プリザーブドフラワーショップ ラスフローレス		①
166	NICOガーデン	①		235	一般社団法人 プリザーブドフラワー全国協議会		①
167	公益財団法人 日本いけばな芸術協会		①	236	株式会社 Flos Orientalium ※共同出展		①
168	一般社団法人 日本インドア・グリーン協会		①	237	株式会社 プロトリーフ		①
169	一般社団法人 日本植木協会	①		238	ベルグアース株式会社	①	
170	日本えだもの株式会社		②	239	一般財団法人 細川流盆石		①
171	一般社団法人 日本花き生産協会		①	240	有限会社 細野植産	①	
172	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会		①	241	堀江造園株式会社	②	
173	一般社団法人 日本華道連盟		②	242	松村工芸株式会社		②
174	日本クラフト盆栽作家協会	①	②	243	MAFD AMINO (生花デザイナーズ団体)		①
175	日本サステナブルフラワー協会	①	②	244	MAFD AMINO / ロサ夢科(有機JAS認証農園)		①
176	一般社団法人 日本皐月協会		①	245	水だけで育てる観葉植物ブランド「WOOTANG(ウータン)」		①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
246	株式会社 ミスティックフラワー	②	①	267	横浜市立桜丘高等学校		②
247	三ヶ日みかん狩り つづさき観光	①		268	横浜庭苑株式会社	①	
248	株式会社 ミヨングループ ※共同出展	①		269	横浜花博連絡協議会	②	
249	明治大学農学部アグリサイエンス研究室	②		270	横浜ばら会		①
250	学校法人 明治薬科大学		①	271	横浜薬科大学	①	
251	株式会社 メイプル・ノブ		②	272	株式会社 米山庭苑	①	
252	MAISON DE PEONY		①	273	株式会社 ランドサット		①
253	メネデル株式会社		①	274	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	①	
254	もちづき植木株式会社	①	①	275	株式会社 LAND-H.A.G	①	
255	本園 卓二		①	276	リッシュコーポレーション合同会社		②
256	特定非営利活動法人 藪会	①		277	立命館大学・日本バイオ炭研究センター ※共同出展		①
257	やました園芸 ※共同出展		①	278	株式会社 竜門園	②	
258	やまやす呉藤	①		279	株式会社 緑風舎	②	
259	雪印種苗株式会社		①	280	リリープロモーション・ジャパン		①
260	株式会社 ユニバーサル園芸社	①	①	281	株式会社 ロスフィー	②	
261	横浜朝顔会		①	282	ワクワブプラント株式会社	①	
262	横浜植木株式会社	①	①				
263	横浜えびね会		①				
264	横浜華道協会		①				
265	横浜山草会		①				
266	一般社団法人 横浜市造園協会	①					

※2024年10月1日に公表した出展内定者一覧から、内容等に一部変更があります。  
 ※「企業・団体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。  
 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。  
 ※複数の企業・団体・個人等による共同出展状況は、参加申込時点の内容です。

【花・緑出展(自治体)】計73自治体(神奈川県・横浜市を除く。一部、非公表の自治体あり)

(全国地方公共団体コード順)

No.	自治体名	出展区分		No.	自治体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	北海道・(一社)北海道造園緑化建設業協会・(一社)日本造園建設業協会 北海道総支部 ※共同出展	○		26	大分県	○	○
2	青森県	○		27	宮崎県	○	○
3	宮城県・宮城県花と緑普及促進協議会 ※共同出展		○	28	沖縄県		○
4	福島県		○	29	札幌市	○	
5	茨城県	○	○	31	さいたま市	○	
6	栃木県	○	○	32	千葉市	○	
7	群馬県	○		33	川崎市	○	
8	埼玉県	○	○	34	相模原市	○	
9	千葉県	○	○	35	静岡市	○	
10	富山県		○	36	浜松市	○	○
11	石川県		○	37	名古屋市	○	
12	長野県	○	○	38	京都市	○	
13	岐阜県	○	○	39	神戸市	○	
14	静岡県		○	40	岡山市・(公財)岡山市公園協会 ※共同出展		○
15	愛知県		○	41	福岡市	○	
16	三重県	○	○	42	北九州市	○	
17	京都府	○		43	熊本市	○	
18	2027年国際園芸博覧会共同出展協議会(大阪府・大阪市・堺市) ※共同出展	○		44	大和市(神奈川県)	○	
19	和歌山県	○		45	田原市(愛知県)		○
20	鳥取県	○		46	福山市(広島県)		○
21	島根県		○				
22	岡山県		○				
23	香川県・高松市 ※共同出展		○				
24	佐賀県	○					
25	長崎県	○					

※出展は、必要な予算の成立が前提となることから出展辞退等により変更の可能性があります。  
 ※「自治体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。  
 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。  
 ※共同出展状況は、参加申込時点の内容です。

## 敬老パスの新たな取組について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

### 3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します  
免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

### 4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160
- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課  
担当 正木、長嶋  
電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613  
メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp



横浜市



令和7年10月～

75歳以上で

令和7年4月1日以降に

運転免許証を返納した方

# 敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

# 無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、  
**75歳以上**で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための  
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年(1950年)10月1日以前の誕生日の方

→令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年(1950年)10月2日から昭和26年(1951年)10月1日までの誕生日の方

→令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注意

○自主返納以外(失効など)は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限(免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで)があります。

(例)免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

## 免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける  
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする  
持ち物: 申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険証等)

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで  
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを  
特定記録郵便にて  
ご自宅にお送りします

敬老  
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。  
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。  
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

令和7年4月  
健康福祉局  
高齢健康福祉課

## 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和7年度から運用を開始しましたので情報提供します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 添付資料

パンフレット

(「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について)

### 4 事業概要

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

「おでかけシャトル」の導入に向けては、住民・行政・交通事業者など関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。

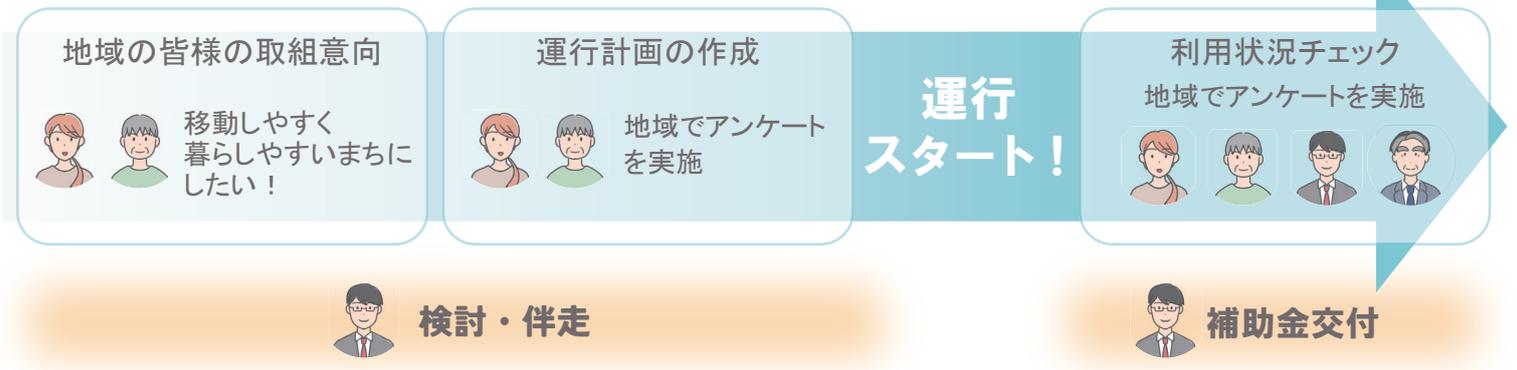
新たな制度では、アンケート調査の実施や関係者との調整支援等、地域等の取組に対する様々な支援を行うとともに、運行経費、車両導入等の環境整備費、その他地域公共交通の運行に必要な経費の一部を補助します。



# 横浜市 みんなのおでかけ交通事業

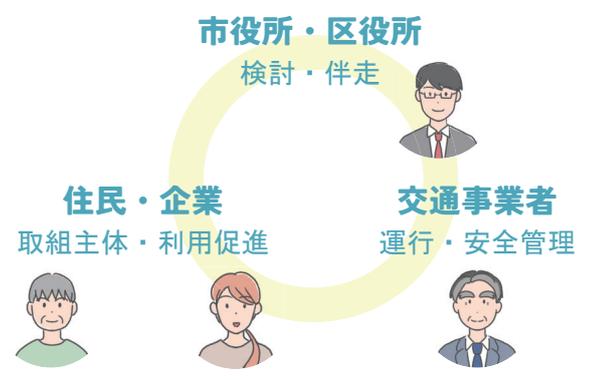
## ●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。



## ●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。



# 1

# おでかけシヤトル で

## 導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。

あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？



# まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

## 導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ  
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

駐車場の心配もないし、目的地の前に着いた！

運転しなくていいし、安全だった

免許を返納した

マイカー移動が  
減った

誘ってお出かけするのが趣味になった

夏は涼しく、冬は暖かく快適

町で知り合いと  
会う機会が増えた

友人との交流が  
増えた

雨の日の帰宅も  
安心

子どもと安心して  
お出かけできた

出かける日が  
増えた

決まった時間だから  
予定を組みやすい

仕事の都合の心配が減った

地域のイベントの参加が増えた

送迎を頼れて  
心のゆとりができた

久々に出かけてみたら、楽しかった！

自分のまちが  
元気になった

楽に移動できて  
便利

外出する人が増えて、にぎやかになった！

家事や自由な時間が増えた

お出かけが計画的にできる

荷物を気にせず  
たくさん買い物できた

身近な場所で乗り降り  
できて便利

身近な商店やクリニックの利用が増えた

重い荷物を持って歩かなくていいのが嬉しい

# 2 導入までの流れ

自分と同じく移動に困っている人があるかも...



地域のみなさんの声を知るために、アンケートをとってみましょう。



地域の移動に関する様々な課題

1. 課題を共有する

アンケート調査

高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある方など、いろんな人に使ってもらえるようにしたいね。



●●スーパーはよく行くから、ルートに入れたいな。



2. 運行計画をつくる

坂道が多くて買い物が大変になってきた...



アンケート結果など様々なデータを見ると●●駅を結ぶルートがよさそうです。



グループ登録

3. 運行事業者を決める

この道は見通しが悪く危ないのでこっちの道の方が安全です。



4. 運行に向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用できないか、持ち主に確認してみよう！



停留所の位置調整等

移動の課題解決！

もっと住みやすいまちへ

利用促進活動

運行状況のモニタリング

5. 運行スタート！

この時間はあまり使われていないね...  
こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも！



# 検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域 住民	交通※ 事業者	横浜市
1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
	(2) 移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析
2. 運行計画 をつくる	(1) 運行計画案の作成	●	●	●
	(2) 推計利用者数の算出			●
3. 運行事業者 を決める	(1) 活動団体の設立（グループ登録等）	●		
	(2) 募集要件のとりまとめ	●		●
	(3) 募集要件の公表（事業者への周知 HPへの掲載）			●
	(4) 応募内容審査・事業者の選定	●		●
4. 運行に向けた 準備	(1) 道路管理者・交通管理者との調整			●
	(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
	(3) 停留所設置箇所の地先調整	●		
	(4) 地域公共交通会議等への付議		●	●
	(5) 運行準備（車両調達・停留所設置 各種申請等）	●	●	
	(6) 運行に係る協定締結	●	●	●
5. 運行スタート！ 〔実証運行 最大3年間〕 〔本格運行〕	(1) 運行状況のモニタリング	●	●	●
	(2) 利用促進活動	●	●	
	(3) 運行計画の見直し・改善	●	●	●

約1年

約1.5～2年

運行開始

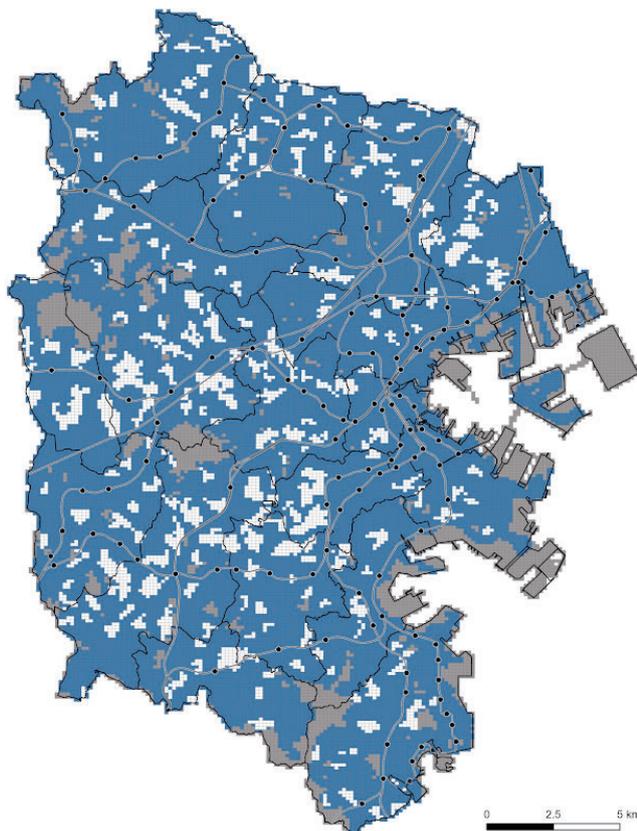
※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

# 3 支援内容

## (1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。  
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



### 公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または  
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
  - 鉄道駅
  - 鉄道路線

## (2) 支援継続条件 (路線定期運行、デマンド型運行の場合)

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点 (12 か月経過後)	収支率 25% 以上
	2年目終了時点 (24 か月経過後)	収支率 35% 以上
	3年目終了時点 (36 か月経過後)	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降 (48 か月経過後)	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

### (3) 導入する交通サービス及び支援内容

#### バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

#### ① 路線定期運行

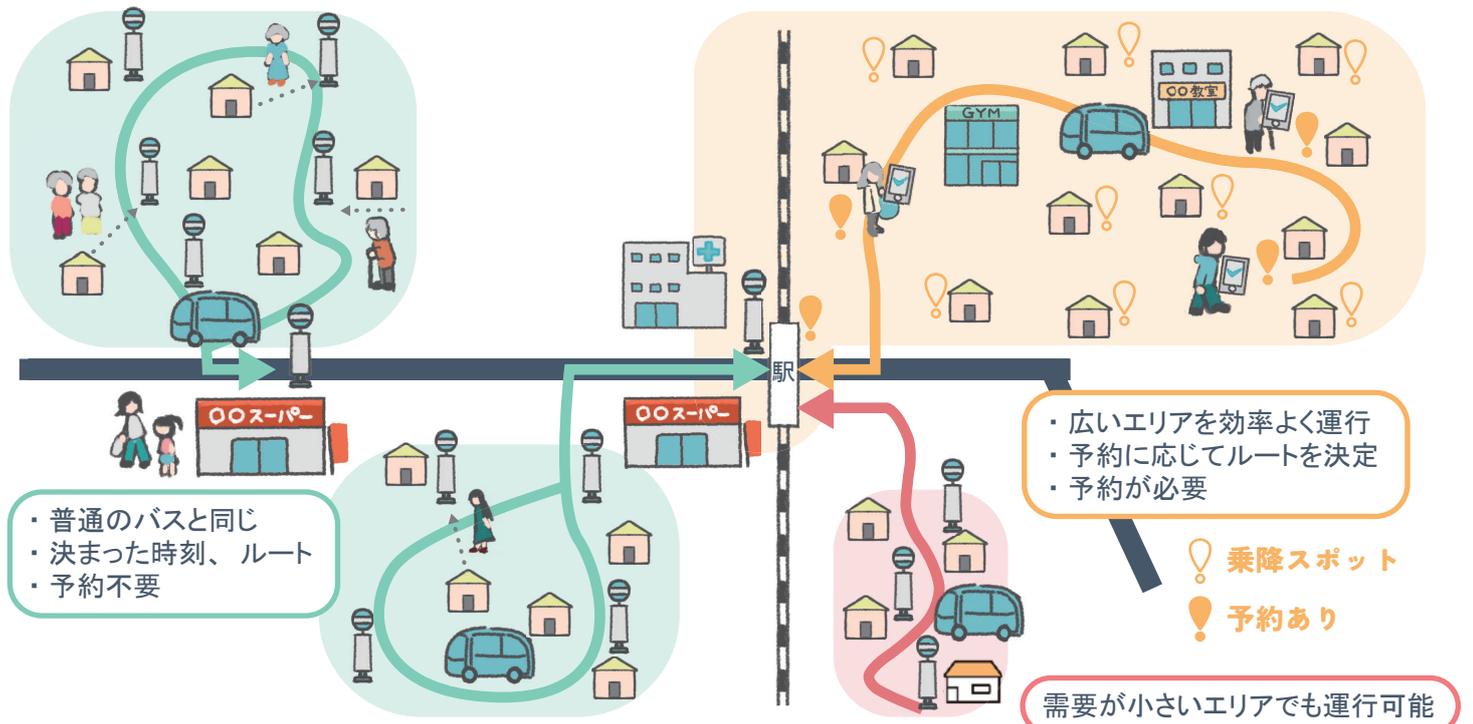
**実証運行** ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助

**本格運行** ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助  
(50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)  
・ その他 (車両費、バス停設置費、  
利用促進費 等)

#### ② デマンド型運行

**実証運行** ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助  
・ システム費補助  
(上限 520 万円 / 年)

**本格運行** ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助  
(50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)  
・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)  
・ その他 (車両費、バス停設置費、  
利用促進費 等)



#### 地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

#### ③ 地域の輸送資源の活用

**実証運行** 及び **本格運行** 車両費、保険料、燃料費補助など

# 取組にあたっての留意点

## 地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として **おでかけシフトIL** の導入に向け取り組むことが必要です。

## 安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

## 持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシフトIL** を定着させるためには、多くの方々の利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

## 今ある公共交通を活かす

**おでかけシフトIL** は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

## Q&A

### Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

### Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

### Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の50%にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

### Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年10月より **おでかけシフトIL** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシフトIL** となるよう検討しましょう。

## 新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

### 1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 地震防災戦略について

#### (1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

#### (2) 戦略の概要

別紙のとおり

#### (3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡  
電 話 671-4096  
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

# 横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

## 地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

## 戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

## 戦略の4つの柱

柱1	<b>市民や地域の「発災前からの備え」の強化</b> 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	<b>誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築</b> 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	<b>大規模災害時の拠点等整備</b> 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	<b>災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）</b> 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

## 「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化(自助・共助の推進)	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化</u> 、 <u>家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも生きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも生きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館(地域防災拠点)の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人(災害時要援護者)への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れでの避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるよう、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化)

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

## 個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）

飲料水 1人当たり3リットル/日  
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	63.6%	85%	100%
②	34.2%	70%	100%

## マンション防災の推進

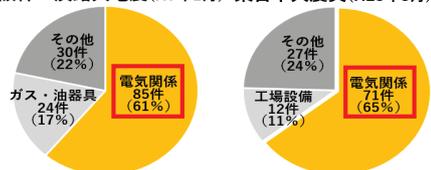
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

## 感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%*	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

## 木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅<sup>※</sup>」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の旧耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	94%(R5末)	96%	98%
②	-	150件(R7~R11)	120件(R12~R15)
③	8件(R5)	150件(R7~R11)	120件(R12~R15)

## 家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付けが困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%*	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

### 小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	-

### 災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所	459/459拠点 (完了)	-
② 1台	2台	-	

### 補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	- (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7)協定締結先拡充	協定締結先拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

### 備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品  
(口腔ケアなど)



プライバシー確保  
(パーティション)



寝具  
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分) (完了)	維持

### 福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設	600施設	620施設
② 検討	全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食)	更新	

### ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（4か所）の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点	459/459拠点	459/459拠点
② -	動物愛護センターほか順次整備	各区1か所以上	
③ 1か所整備中	4か所	4か所以上	

## 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

旧上瀬谷通信施設地区	機能	
①～⑤機能の実施エリアは右図	①現地司令施設機能 (2.0ha)	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者（DMAT等）の現地調整の司令塔
	②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊(自衛隊・警察・消防)の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当) 外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
	④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区		
物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携	
観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組	
交通網	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備</li> <li>○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施</li> <li>○緊急輸送路：1次路線に指定</li> </ul>	

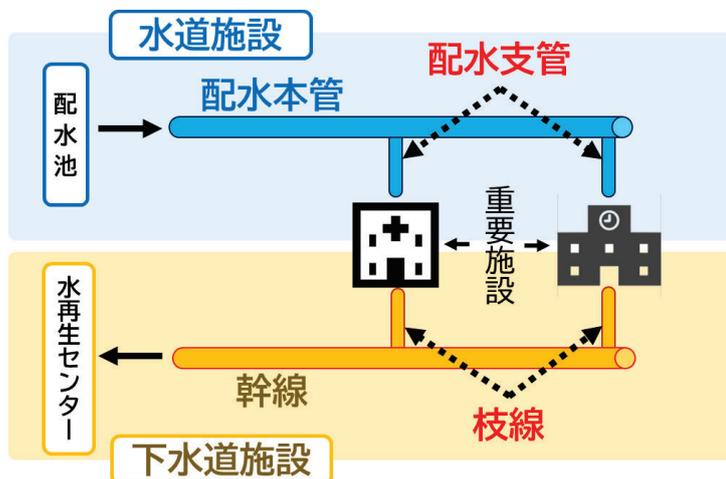


## 柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化) 《取組抜粋》

### 重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	-

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保  
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和 7 年 5 月 26 日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和 7 年 5 月 26 日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1通に4名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がある場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】

<p>料金後納郵便</p> <p>市区町村管理番号</p> <p>100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号</p> <p>法務 太郎 様</p> <p>郵便用カスタマーバーコード印刷領域</p> <p><b>【必ず開封してください】</b> 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ</p> <p>この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。</p> <p>(法務省HP) (〇〇市HP)</p> <p>二次元バーコード</p> <p>矢印からゆっくりはがしてご覧ください</p>	<p>文書番号 令和7年 月 日</p> <p>戸籍に記載される振り仮名の通知書</p> <p>〇〇県〇〇市長 印</p> <p>戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。</p> <p>本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番</p> <p>【氏の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr><td>氏</td><td>法 務</td></tr> <tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr> <tr><td>氏の振り仮名の届出が可能の方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr> </table>	氏	法 務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ	<p>【名の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr><td>① 名</td><td>太 郎</td></tr> <tr><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr> <tr><td>② 名</td><td>京 子</td></tr> <tr><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr> <tr><td>③ 名</td><td>正</td></tr> <tr><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr> <tr><td>④ 名</td><td>ゆり</td></tr> <tr><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr> </table> <p>名の振り仮名の届出が可能の方 ①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</p> <p>※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。</p> <p>右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)</p> <p>音声コード</p>	① 名	太 郎	振り仮名	タロウ	② 名	京 子	振り仮名	キョウコ	③ 名	正	振り仮名	タダシ	④ 名	ゆり	振り仮名	ユリ
氏	法 務																							
振り仮名	ホウム																							
氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ																							
① 名	太 郎																							
振り仮名	タロウ																							
② 名	京 子																							
振り仮名	キョウコ																							
③ 名	正																							
振り仮名	タダシ																							
④ 名	ゆり																							
振り仮名	ユリ																							

《裏面もあります。》

## (2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

### ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

### イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

## (3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

## 4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名のWEBページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課  
担当 中澤、指宿  
電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295  
メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

## 戸籍にフリガナが記載されます

2025年  
5月以降

本籍地の市区町村から  
戸籍に記載される予定の氏名の  
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年  
5月以降

通知されたフリガナが  
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された  
場合は、届出をしなくても、  
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。  
届出をしなくても罰則はありません。



戸籍制度  
マスコットキャラクター  
コセキツネ

フリガナのルールができます  
詳しくはこちら→



  
法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m <sup>2</sup> かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

#### 4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。  
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。  
(内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします)
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

#### 5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

#### 6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和8年度の会館整備については、令和7年7月7日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。

横浜市予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。  
公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、  
返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



地区連合町内会長 様  
自治会町内会長 様

磯子区区政推進課長

## 「みんなで作る『ISOGO+』 おすすめスポット大募集」 について【協力依頼】

### 1 趣旨

磯子区では、令和 7 年 1 月に磯子の魅力発信ポータルサイト「ISOGO+」（いそごぷらす、略称'いそぷら'）を立ち上げました。磯子のまちをぷらぷらと歩きたくなる情報が集まるプラットフォームを目指し、地域の魅力を発信しています。

このサイトにはデジタルマップが組み込まれており、「磯子の逸品」や区内のみどころがマップ上で一目でわかるようになっているのが特徴です。

この度、区制 100 周年に向けて、磯子の魅力を広く発信するため、区内のおすすめスポットを募集しています。応募されたものの中から、特に磯子の魅力を伝えるスポットを選定し、「ISOGO+」のデジタルマップに掲載します。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】スポット募集の周知、及び、スポットの投稿につきご協力お願いします。

【単位会長】スポット募集の周知、及び、スポットの投稿につきご協力お願いします。

### 3 募集概要 【裏面（広報よこはま磯子区版 4 月号 特集記事）参照】

「みんなで作る『ISOGO+』 おすすめスポット大募集」

#### (1) 目的

「身近なもの」「あまり知られていないもの」も含め、磯子の様々な魅力を集めて区内外に広く発信する

#### (2) 募集期間

4 月 1 日（火）～ 5 月 31 日（土）

#### (3) 投稿内容

磯子ならではの魅力スポット

※一般公開されていないスポット、個別の店舗（飲食店含む）は対象外とします

#### (4) 投稿方法

スポット名称・所在地、写真、一言メッセージを添えて「ISOGO+」サイトから投稿

※郵送、メールでも受付

【送付先】企画調整係

住所：横浜市磯子区磯子 3-5-1

E-mail：is-kikaku@city.yokohama.lg.jp

投稿いただいた方から抽選で 10 人にプレゼントあり

サイト URL：<https://isogoplus.city.yokohama.lg.jp/special/988>



詳細はこちら

(担当) 磯子区区政推進課 小高・松浦

電話：750-2331 Fax：750-2533

E-mail：is-kikaku@city.yokohama.lg.jp

＼抽選で素敵なプレゼントも／

# みんなで「いそぶらマップ」をつくろう！

あなたが見つけた区内の“隠れた魅力”や、“ちょっといい場所”など、身近な推しスポットを投稿してください！投稿されたものの中から、特に磯子の魅力を伝えるスポットを選定し、「いそぶらマップ」に追加します。また、投稿者の中から抽選で10人に、区内店舗の焼き菓子詰め合わせをプレゼント。皆さんのおすすめスポットで「いそぶらマップ」をつくりましょう！

※一般公開されていないスポット、個別の店舗（飲食店含む）は対象外とします。



※写真はイメージです

## あなたの推しスポットお待ちしております！

＼例えばこんな場所！／

- ここから見る景色が大好き！
- 地域の歴史や文化が感じられる場所
- 気持ちよく散歩ができる道
- この場所のレトロな雰囲気がお気に入り
- 映画やドラマのロケ地となった場所
- 道端にある気になるオブジェ など



【〇〇からの海と工場】  
 磯子の海や大きな工場、船の姿も一望できる、見晴らしのいい場所です。



【太陽光で動く花時計】  
 季節の花が植えられていて、散歩の途中にじっくり足を止めてながめています。



【〇〇公園】  
 夏になるとよく子どもと遊びに行きます。昆虫採集や水遊びもできますよ。



## 投稿内容 ※投稿に関する注意事項は、ウェブサイトをご確認ください。

- スポットの名称・所在地、写真、スポットへの一言メッセージ(100文字以内)
- 投稿者の氏名・住所・電話番号・年代  
 ※掲載するスポットには、スポットの名称・所在地、写真、一言メッセージを掲載予定です。

## 投稿方法 【募集期間:4月1日~5月31日】

ウェブサイト(右の二次元コード)の申請フォームからご投稿ください。皆さんの投稿をお待ちしています！  
 ※郵送・メールでも投稿を受け付けます。必要事項を記載し写真を添付の上、下記までお送りください。

担当:企画調整係(所在地:磯子3-5-1 メールアドレス:is-kikaku@city.yokohama.lg.jp)

いそぶら スポット募集 検索



▼詳細は

## 「ISOGO+」どんなウェブサイト？

メインコンテンツの「いそぶらマップ」(デジタルマップ)では、「磯子の逸品」の詳しい情報や地域の見どころを紹介しています。特集記事で旬な情報も発信していますので、ぜひご覧ください！



▼詳細は

### いそぶらマップ

#### 磯子の逸品を掲載

地域に根付き、愛されている区内の食べ物や飲み物を広く募集し、区役所が逸品として認定しています。



令和7年4月現在:38品



ルート検索が簡単に  
 行きたいスポットへのルート検索が簡単にできます！

近くのスポットを  
 一目で確認  
 近くのスポットが一目で見られるので計画を立てるのも楽々です！

### 特集記事

#### 磯子の魅力をもっと発見

区内の見どころや、まちあるき情報などその時期の旬な情報をお届けします！  
 今後もさまざまな情報を発信していきますので、お見逃しなく！



自治会町内会長 各位

磯子区長 高橋 功

## 磯子区自治会町内会役員等表彰対象者の推薦について【協力依頼】

### 1 趣旨

多年にわたり地域社会の振興に御尽力いただき、その功績の著しい自治会町内会の役員等の方々に感謝の意を表するため、表彰させていただきたいと考えています。

つきましては、御多用の折、大変恐縮ですが、自治会町内会長の皆さまから候補者の御推薦をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】表彰対象者の推薦書のご提出について、単位会長の皆様に周知をお願いします。

【単位会長】表彰対象者がおられましたら、推薦書を作成し区役所にご提出をお願いします。

### 3 表彰の概要

#### (1) 表彰場所

令和 7 年 6 月～7 月に開催される各地区連合会、またはコスモスミーティングの場で表彰させていただきたいと考えています。

#### (2) 内容

感謝状の授与

#### (3) 表彰対象者 ※裏面「磯子区自治会町内会役員等表彰要綱」（抜粋）参照

次のいずれかに該当する方。但し、自治会町内会長永年在職者表彰を受けた方等は対象外となります。

ア 自治会町内会副会長として職務に通算 10 年以上従事している者

イ 自治会町内会役員等

(ア) 通算 5 年以上従事し、前年度末をもって退任した者のうち、功労又は業績が顕著で、自治会町内会長が推薦する者

(イ) 通算 20 年以上従事している者で、自治会町内会長が推薦する者

※活動を始めた日の属する月から起算し、異なる役職であっても通算年数として算定します。

また、イ (ア) に該当する方については、退任日の属する月までを該当期間とします。

※役員等とは、各町内会の規約に定める役員及び総務部長等各部会長を含み、これ以外の場合には地域振興課に御相談ください。

### 4 表彰対象者の推薦

別紙「推薦書」に必要事項を記載し御提出をお願いいたします。

#### (1) 提出方法

郵送・FAX・E メールまたは直接区役所 6 階 61 番窓口までお持ちください。

住 所 〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1 磯子区役所地域振興課

FAX 番号 045-750-2534 (磯子区役所地域振興課あて)

E メール is-chishin@city.yokohama.jp

#### (2) 提出期限

令和 7 年 5 月 15 日 (木) 御多用の折、期間が短く申し訳ありません。

【担当・問い合わせ先】磯子区地域振興課 保月・栃尾

電話：750-2391

FAX：750-2534

(参考) 「磯子区自治会町内会役員等表彰要綱」抜粋

(表彰対象者)

第4条 表彰は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 自治会町内会副会長として職務に通算10年以上従事している者
- (2) 自治会町内会役員等
  - ア 通算5年以上従事し、前年度末をもって退任した者のうち、功労又は業績が顕著で、自治会町内会長が推薦する者
  - イ 通算20年以上従事している者で、自治会町内会長が推薦する者

(表彰除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のうち、いずれかに該当する者は、表彰の対象から除く。

- (1) 「自治会町内会長永年在職者表彰」を受けた者
- (2) 過去に前条第1号により表彰を受けた者
- (3) 過去に前条第2号により表彰を受けた者。ただし当該表彰を受けた者が前条第1号により表彰を受ける場合は、この限りではない。

(在職期間の算定)

第6条 在職期間の算定は、次のとおりとする。なお、途中退任期間のある場合はその期間は除外する。

- (1) 第4条第1号にあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算する。
- (2) 第4条第2号アにあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算し、退任日の属する月までを該当期間とする。また、異なる役職であっても通算年数として算定する。
- (3) 第4条第2号イにあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算する。また、異なる役職であっても通算年数として算定する。

# 推薦書

締切日:令和 7 年 5 月 15 日(木)〆切  
提出先:磯子区地域振興課

自治会町内会名

会長名

No	役職名	表彰対象区分(該当項目に○を付けてください。)	氏名(ふりがな)	就任年月日	住 所
				退任年月日	
1		1 2 3		昭和・平成・令和 年 月 日	電話( - )
				昭和・平成・令和 年 月 日	
2		1 2 3		昭和・平成・令和 年 月 日	電話( - )
				昭和・平成・令和 年 月 日	
3		1 2 3		昭和・平成・令和 年 月 日	電話( - )
				昭和・平成・令和 年 月 日	
4		1 2 3		昭和・平成・令和 年 月 日	電話( - )
				昭和・平成・令和 年 月 日	
5		1 2 3		昭和・平成・令和 年 月 日	電話( - )
				昭和・平成・令和 年 月 日	

表彰区分とは

- 1 副会長として職務に通算10年以上従事している者
- 2 町内会活動に役員等※として通算5年以上従事し、前年度末をもって退任する者のうち、功労又は業績が顕著で、町内会長が表彰を必要と認める者  
※ 役員等とは、各町内会の規約に定める役員及び各部長とし、その他の者を対象とする場合は磯子区長が判断する。
- 3 自治会町内会役員等として、通算20年以上従事しているもの

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

## 新任自治会町内会長研修会の開催について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

このたび、新任の自治会町内会長を対象とした研修会を開催いたします。自治会町内会の概要や補助金の申請方法など、自治会町内会に関わることについてご説明いたしますので、新たに自治会町内会長に就任された方は、出席のご検討をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。新任の自治会町内会長様につきましては、出席のご検討をお願いいたします。

### 3 開催日程

全2回開催しますが、2回とも同じ内容ですので、どちらかの日程をお選びください。

第1回	日程：令和7年5月23日（金）14時～15時30分 場所：磯子区役所3階302会議室
第2回	日程：令和7年5月24日（土）10時～11時30分 場所：磯子区役所7階701・702会議室

### 4 内容

＜自治会町内会の概要について＞

行政から自治会町内会へ定期的にご依頼している事項や、自治会町内会を対象とした補助金等の支援メニューについてご案内します。

＜補助金の申請方法について＞

多くの自治会町内会が申請する、「地域活動推進費補助金」「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」の申請方法をご説明します。

### 5 申込方法

参加を希望される方は5月19日（月）までに、お電話またはメールにてご連絡ください。

自治会名・氏名・連絡先・参加希望日をお知らせください。

【連絡先】磯子区地域振興課

電話：750-2391 メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

### 6 その他

- （1）研修会で使用する「磯子区自治会町内会 活動の手引き」を5月区連会にて配布します。研修会に出席できない場合も、手引きをご覧いただけますと幸いです。
- （2）研修会の参加に関わらず、補助金申請等のご相談については、個別に対応いたします。なお、来庁にてご相談の際には、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。



※5月16日（金）以降、こちらの二次元コードから今年度版手引きをダウンロードいただけます。

【担当】磯子区地域振興課 保月、中谷  
電話：750-2391 FAX：750-2534

メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

自治会町内会 会計講習会の開催について【御案内】

1 事業の趣旨

自治会町内会の会計について、会計システムを使用した講演会を開催します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】 単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】 定例会等で会計をご担当されている方へ情報提供をお願いします。

3 講習会の概要

(1) 開催日程

第1回: 令和7年6月 3日 (火) 14:00~17:00 (場所: 磯子区役所 6階 602 会議室)

第2回: 令和7年6月 7日 (土) 9:00~12:00 (場所: 磯子区役所 7階 701 会議室)

第3回: 令和7年6月 19日 (木) 9:00~12:00 (場所: 磯子区役所 6階 602 会議室)

第4回: 令和7年6月 29日 (日) 9:00~12:00 (場所: 磯子区役所 7階 701 会議室)

※講習会の内容は4回とも同じです。

※募集人数は、各回7名定員とさせていただきます。

(2) 講習会の内容

・自治会町内会の会計に関すること (一般的な流れの紹介等)

・磯子区自治会町内会用会計システムの操作方法等の説明、実際の入力作業等

※講習会当日は、会計システムを用いた実際の入力作業等を行います。可能な方は帳簿や入力内容を保存するためのUSBメモリをお持ちください。

4 ご参加いただける方

自治会町内会・地区連合町内会で会計を担当されている方であれば、どなたでもご参加いただけます。

5 お申込みについて

【申込方法】 申込書(裏面)を作成し、郵送、FAX、メールまたは直接、地域振興課にご持参ください。

【申込期限】 令和7年5月16日(金)

※申込書は以下、ホームページからもダウンロードいただけます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/koushukai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html)

【申込・問い合わせ先】

担当: 磯子区地域振興課 保月・菊地

電話: 750-2391 Fax: 750-2534

E-mail: [is-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.lg.jp)

## 自治会町内会 会計講習会 申込書

1 お名前 \_\_\_\_\_

2 自治会町内会名 \_\_\_\_\_

3 ご連絡先（お電話番号） \_\_\_\_\_

ご連絡先（メールアドレス） \_\_\_\_\_

※講習会の参加日時決定のご連絡をいたしますので、日中連絡のつく電話番号・メールアドレスを必ずご記入ください。

4 希望する講習会の日程

ご希望の日程を○で囲ってください。

申込人数によって、ご希望の日程に参加できない可能性がございます。ご了承ください。

第一希望 : 6月3日(火)・6月7日(土)・6月19日(木)・6月29日(日)

第二希望 : 6月3日(火)・6月7日(土)・6月19日(木)・6月29日(日)

申込書は5月16日(金)までに、メール、FAX、郵送または地域振興課に直接ご持参ください。

※申込書の様式URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/koushukai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html)

### 【申込書の提出先】

磯子区役所地域振興課 保月、菊地  
〒235-0016 磯子区磯子3-5-1  
(磯子区役所6階61番窓口)  
電話: 750-2391 FAX: 750-2534  
E-mail: [is-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.lg.jp)

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

## 自治会町内会会計システムアドバイザー派遣の募集について【御案内】

### 1 事業の趣旨

自治会町内会会計システムに係るアドバイザー派遣の募集を実施します。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で会計をご担当されている方へ情報提供をお願いします。

### 3 会計システムアドバイザー派遣の概要

#### (1) 派遣期間

令和7年7月1日（火）～令和8年2月28日（土）

#### (2) アドバイザー派遣内容

1団体につき1回・2時間まで。派遣後の1か月間は、フォローアップ期間として、電話、メール等で相談が可能です。自治会町内会または地区連合町内会が希望する場所（自治会館等）で実施します。募集团体は5団体（先着順）を予定しています。

#### (3) 募集期間

令和7年4月17日（木）～令和8年1月30日（金）

#### (4) アドバイザーについて

#### 【インターネットふれあい亭】

磯子区内のボランティア団体です。自治会町内会会計システム作成当初から、システムに係るサポートを行っています。磯子区自治会町内会会計講習会の講師やWEB会議やスマートフォン講習会等を行っています。

### 4 申しただける方

自治会町内会または地区連合町内会で会計を担当されている方

### 5 お申込みについて

【申込方法】申込書（裏面）を作成し、E-mail、FAX、郵送または地域振興課にご持参ください

【申込期限】令和8年1月30日（金）

※申込書は以下、ホームページからもダウンロードいただけます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/koushukai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html)

#### 【申込・問い合わせ先】

担当：磯子区地域振興課 保月・菊地

電話：750-2391 Fax：750-2534

E-mail：[is-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.lg.jp)

# 会計システムアドバイザー 派遣申込書

1 お名前（連絡担当者名） \_\_\_\_\_

2 自治会町内会名 \_\_\_\_\_

3 ご連絡先（お電話番号） \_\_\_\_\_

ご連絡先（メールアドレス） \_\_\_\_\_

※連絡のつく番号・アドレスを必ずご記入ください。

4 派遣を希望する時期  
【派遣期間：令和7年7月1日（火）～令和8年2月28日（土）】  
例：○月上旬～中旬 など

\_\_\_\_\_

5 アドバイザーに相談したいこと

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

上記の申込情報については、申込後にアドバイザーに提供いたします。

後日、アドバイザーから直接、担当者様にご連絡しますので、日程調整等を行っていただきますようお願いします。

申込書は、メール、FAX、郵送又は地域振興課にご提出ください。

申込期限：令和8年1月30日（金）

※申込が多数あった場合は、実施できない場合があります。

※申込書の様式 URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/koushukai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html)

【書類の提出先・問い合わせ先】  
磯子区地域振興課 保月・菊地  
電話：750-2391  
FAX：750-2534  
E-mail：[is-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.lg.jp)

令和7年4月17日

自治会町内会長 様

日本赤十字社横浜市地区本部

磯子区地区委員会

委員長 高橋 功

## 令和7年度日本赤十字社 会費募集について（依頼）

令和7年3月の区連合町内会長会にてお伝えした日赤会費募集へのご協力について、各自治会・町内会あてに依頼し、募集資材を送付いたします。

何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 1 配布物

#### ①会費募集について

- ・令和7年度日本赤十字社 会費募集についてのお願い
- ・令和7年度日本赤十字社 会費募集 資材送付書
- ・ゆうちょ銀行での払込取扱票記入方法

#### ②振込口座および希望資材数の調査について

- ・日赤会費募集協力謝金等に関する振込口座および次年度の希望資材数の調査について
- ・令和7年度 振込口座調査書
- ・令和8年度 日赤会費募集資材数調査書

※振込口座調査書および日赤会費募集資材数調査書については  
6月27日（金）までに返送をお願いします。

### 2 その他

#### ① 発送日について

- ・4月17日以降順次発送させていただきます。

#### ② 運動期間について

- ・令和7年5・6月中となっておりますが、自治会・町内会の状況に合わせて調整いただいて構いません。今年度分の会費については令和7年12月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

#### ③ 振込口座調査書および日赤会費募集資材数調査書について

- ・6月27日（金）までに返送をお願いしておりますが、自治会・町内会の状況に合わせていただいて構いません。（最終締切は12月末とします。）

### 【事務局】

日本赤十字社磯子区地区委員会

（磯子区社会福祉協議会内）

担当：右馬

電話：751-0739

令和7年4月17日

自治会町内会長 様

日本赤十字社横浜市地区本部  
磯子区地区委員会  
委員長 高橋 功

## 令和7年度日本赤十字社 会費募集についてのお願い

春暖の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、赤十字事業には格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

つきましては、本年度も会費募集にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

なお、納入につきましては、お近くのゆうちょ銀行へ同封の払込取扱票により納入もしくは、磯子区社会福祉協議会 窓口へご持参いただくか、いずれかご都合の良い方法でお願いいたします。

### 1 日本赤十字社 会費について

日本赤十字社会費は、災禍等で苦しむ人々への人道的支援等を行なう日赤活動の原資となるものです。

令和5年度、神奈川県下では、総額で約10億円の金額が集められております。その中で磯子区では、皆様方に約900万円近くの会費をご協力いただいております。

日本赤十字社の事業は①国際救援活動、②災害救援活動、③救急法等講習会の開催、④血液事業、⑤ボランティア活動・育成、⑥社会福祉活動、⑦病院などの施設の運営と多岐にわたっております。

東日本大震災に際しては、医師、看護師などで構成された救援チームを被災地に派遣し、巡回診療などを行うほか、避難所などで不便な生活を強いられている被災者に対して必要な物資を配分したり、こころのケアを行うとともに、赤十字奉仕団や防災ボランティアと連携し、被災者への各種支援活動を行ってきました。国内で多発する災害の教訓も踏まえ、今後発生が予測される東海地震等の大規模災害発生時においても迅速かつ機動的な救護活動が展開できるよう、災害救護体制の強化に万全を期することとしています。

また、海外における災害や紛争に対しても、被災者への医療や衣食住の支援とあわせ、その後の復興支援や防災を通じた地域の基盤づくりなどに取り組んでおります。

更には、各地域での救急法や幼児安全法等の講習会開催及び献血の普及・推進を図るとともに、火災や風水害等で被災された方へ、毛布・タオルなどの救援物資や見舞金をお渡しするなどの活動も行なっております。

日本赤十字社が、常に安定した事業を展開していくために、皆様方には、これらの趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきたいと存じます。

- 2 募集の目安（目標額）  
令和6年12月末現在の磯子区役所地域振興課届出の自治会・町内会  
加入世帯数×200円
- 3 運動期間  
令和7年5・6月中
- 4 振込先  
払込先名義 日本赤十字社神奈川県支部横浜市磯子区地区  
払込口座 ゆうちょ銀行 普通 口座番号 00240-3-145347  
・同封の払込取扱票をご利用ください

※郵便局払込手数料について

同封した青色の払込用紙を必ずご使用ください。

（手数料免除の口座になります。）

ゆうちょ銀行窓口での手続きに限り手数料が免除となります。

【免除となる手数料】

- ① 硬貨取扱い手数料      ② 送金手数料

ATMご利用の場合は通常の手数料がかかりますのでご注意ください。

- 5 お持ちいただく場合  
日本赤十字社磯子区地区委員会（磯子区社会福祉協議会内）  
磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階  
TEL 751-0739      FAX 751-8608
- 6 その他  
① 運動期間について  
・令和7年5・6月中となっておりますが、自治会・町内会の状況に合わせて調整いただいて構いません。今年度分の会費については令和7年12月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。
- 7 お問い合わせ先  
日本赤十字社磯子区地区委員会（磯子区社会福祉協議会内）  
担当：右馬  
TEL 751-0739      FAX 751-8608

# 令和7年度日本赤十字社 会費募集 資材送付書

## No.(自治会・町内会名)

No.	資材名	数量	備考
1	各世帯配布用チラシ (A4 サイズ1枚)	枚	各世帯等配布・班回覧用 広報用として、ご活用ください 
2	パンフレット (A5 サイズ20ページ)	冊	各世帯等配布・班回覧用 県内の赤十字事業案内および会費募集の進め方を解説したパンフレットです。 
3	協賛委員委嘱状	枚	協賛委員として委嘱の際に使用 
4	(会費)受領証 (1冊10名分)	冊	会費を受け取った際の受領書となります。 
5	会員門標	枚	新規加入会員用 各戸玄関などに貼付をお願いいたします。 
6	小封筒	枚	会費募集時の集金等で使用 
7	ポスター (A4またはA3)	枚	各自治会町内会等の 掲示板などに掲示用 
8	回答用紙 (2種類)	1 組	各自治会町内会 2枚1組
9	返信用封筒 (NO. 8の回答用紙返信用)	1 部	各自治会町内会 1部
10	払込取扱票および記入方法	1 組	各自治会・町内会 2枚1組

\* 資材の不足、募集についてのお問い合わせは、磯子区社会福祉協議会(TEL751-0739)まで  
お願いいたします。

\* なお、各部数においては昨年度ご提出いただいたアンケートの回答をもとに封入しています。

# ゆうちょ銀行での払込取扱票記入方法

ゆうちょ銀行にてお振り込みいただく場合は、下記の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

お集めいただいた募金金額をご記入ください。

払込取扱票											
99	口座記号番号										
0	0	2	4	0	3	1	4	5	3	4	7
加入者名 日本赤十字社神奈川県支部 横浜市磯子区地区						金額 千 百 十 万 千 百 十 円		料金		備考	
おとこゝろ・おなまえ						免		備考		免	
ご依頼人・通信欄						NO 自治会町内会名					
日						附					
印						印					
各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。 ご依頼人欄に、おとこゝろ・おなまえをご記入ください。(承認番号 東第62656号) これより下部には何も記入しないでください。											

振替払込請求書兼受領証											
口座記号番号											
0	0	2	4	0	3	1	4	5	3	4	7
加入者名 日本赤十字社神奈川県支部 横浜市磯子区地区						金額 千 百 十 万 千 百 十 円		料金		備考	
おなまえ						ご依頼人		日 附 印		様	
(消費税込み)						料金		日 附 印		円	
備考						備考		備考		備考	
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。											

窓口に行かれる方のお名前をご記入ください。  
なお、募金金額が10万を超える場合は、本人確認書類をご持参ください。

あらかじめ事務局で印字いたします。

## 日赤会費募集協力謝金等に関する振込口座および 次年度の希望資材数の調査について

例年、日赤会費募集資材送付については別紙アンケートにご回答いただいた数をもとに、次年度の発送を行っております。

また、日赤会費募集協力謝金については、共同募金「いそごだより」の配布手数料を一括して口座振込によりお支払いさせていただいております。（※詳細は下記参照）

つきましては、同封の「日赤会費募集資材数調査書」および「振込口座調査書」を、ご記入の上、返信用封筒にてご返送いただきたくお願いいたします。

なお、大変お手数ではありますが、例年と変更がない場合にも、必ずご連絡いただきたく重ねてお願い申し上げます。

### ○ 振込内容

種 別	支 払 額
日赤会費募集協力謝金	各自治会町内会 会費実績額の5%
共同募金「いそごだより」配布手数料	1世帯につき2円×年1回

### ○ 振込時期 令和8年3月（予定）

※振込の際は、改めて個別にお知らせいたします。

1. 提出期限 令和7年6月27日（金）とさせていただきます。

2. 提出方法 返信用封筒に同封の上、ご返信ください。

3. 問合せ先 磯子区社会福祉協議会 担当：右馬

TEL：751-0739 FAX：751-8608

※別紙日赤会費募集資材数調査書（水色）と一緒に必ずご返送ください

連番

## 令和7年度 振込口座調査書

日本赤十字社横浜市地区本部磯子区地区委員会 委員長 様  
社会福祉法人 神奈川県共同募金会磯子区支会 支会長 様

自治会・町内会名

会 長 名

※ 令和6年度日赤会費募集時にご提出いただいた調査書の内容に基づいています。

振 込 銀 行 口 座	
金融機関名	銀行・金庫・組合 支店
口 座 番 号	普通・当座 No.
フリガナ	
名 義	

振込口座についての問い合わせ先：氏名 (役職)

電話番号

振込口座について下記にチェックをお願いいたします。

上記のとおり変更なし

→ この用紙のみ返送してください

変更あり

→ 裏面に通帳（表紙をめくった内側）のコピーを貼り、提出してください

提出期限：令和7年6月27日（金）

振込銀行口座(通帳表紙裏面のコピーを貼付してください。)

(通帳の口座番号・名義欄コピーを貼付)

※別紙振込口座調査書（ピンク色）と一緒に必ずご返送ください

## 令和8年度 日赤会費募集資材数調査書

今回、日赤会費募集運動のために各自治会・町内会にお届けしている資材は次の通りです。

No. (自治会・町内会名)

No.	資 材 名	数 量	備 考
1	各世帯配布用チラシ (A4 チラシ1枚)	枚	各世帯等配布・回覧
2	パンフレット (A5 20 ページの冊子)	冊	各世帯等配布・回覧
3	協賛委員委嘱状	枚	協賛委員として委嘱の際に使用
4	(会費)受領証 (1冊10名分)	冊	戸別募金の場合に使用
5	会員門標	枚	新規加入会員用
6	小封筒	部	会費募集時の集金用
7	ポスター	A4: 枚 A3: 枚	掲示板等への掲示用
8	回答用紙 (2種類)	1組	各自治会・町内会 2枚1組
9	返信用封筒 (NO.8の回答用紙返信用)	1部	各自治会・町内会1部
10	払込取扱票および記入方法	1組	各自治会町内会2枚1組

◆令和8年度の募集資材配布数についてお伺いいたします。

(該当する項目に○をつけて下さい)

イ. 従来通りでよい。(令和7年度と同数の資材を送付します。)

ロ. 下記の通り、送付を希望する。(以下の記入をお願いします。)

①各世帯配布用チラシ (A4・1枚)	・要 ( ) 枚必要	・不要
②パンフレット (A5・20ページの冊子)	・要 ( ) 冊必要	・不要
③協賛委員委嘱状	・要 ( ) 枚必要	・不要
④(会費)受領証 (1冊10名分)	・要 ( ) 冊必要	・不要
⑤会員門標	・要 ( ) 枚必要	・不要
⑥小封筒	・要 ( ) 部必要	・不要
⑦ポスター (A4またはA3)	・要<サイズ>A4またはA3 ( ) 枚必要	・不要

※上記のうち、1～7についてはご希望に基づいての配布いたします。

8～10については全ての自治会・町内会に配布しています。

ご協力ありがとうございました。令和8年度の資材発送に活用させていただきます。

提出期限：令和7年6月27日(金)

★期限までにご返送のない場合は従来どおり送付いたしますのでどうぞご了承ください。

日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部磯子区地区委員会

(略：日赤磯子区地区委員会)



# どこでもお出かけ 区役所 講座

どこでも「出前講座」を開催します！



役所の事業・制度が難しいと感じたり、身近な場所で話を聞きたいと思うことはありませんか。磯子区役所では、地域の皆さまの「もっと知りたい」にお答えするため、一定の業務について「出前講座」を開催します！

あんな質問やこんな質問について、  
区役所職員が駆けつけて懇切丁寧にご説明いたします

※ 磯子区役所が実施する講座以外の場合など、職員以外の講師がお伺いすることもあります。



あんな質問、こんな相談 ※ 詳細は、裏面のメニュー表をご参照ください。

- 地域・生活 ● 福祉・健康・医療 ● ごみ・環境・衛生
- 育児 ● 防災 など

①裏面のメニューを参考に、必要とする講座を選び ②ご希望の日時や場所を決めて ③お電話又はご来庁にてお申し込みください

※ メニューにない講座でも、可能な限り対応します。何はともあれ、まずはご相談ください！  
※ 事業によっては、日程や会場についてご希望に添えないことがあります。

磯子区役所



## お申込先：磯子区役所

磯子区総合庁舎（磯子区磯子 3-5-1）

福祉保健課：4階 41番窓口  
TEL:750-2445 FAX:750-2547

総務課：6階 64番窓口  
TEL:750-2312 FAX:750-2530

高齢・障害支援課：5階 51番窓口  
TEL:750-2491 FAX:750-2540

生活衛生課：4階 43・44番窓口  
TEL:750-2451 FAX:750-2548

区政推進課：6階 65番窓口  
TEL:750-2331 FAX:750-2533

こども家庭支援課：5階 52番窓口  
TEL:750-2529 FAX:750-2540

保険年金課：2階 26・28・29番窓口  
TEL:750-2425 FAX:750-2545

地域振興課：6階 61番窓口  
TEL:750-2391 FAX:750-2534

生活支援課：5階 53番窓口  
TEL:750-2405 FAX:750-2542

磯子土木事務所  
（磯子区磯子 3-14-45）  
TEL:761-0081 FAX:753-3267

# 令和7年度 どこでもお出かけ区役所講座メニュー表

ジャンル		講座名称	内容	所管課
地域・生活	A ①	交通安全教室	交通ルールや自転車の乗り方の講義、体験講習を行います	地域振興課 750-2396
	A ②	悪質商法被害未然防止講座	悪質商法の発生状況や具体例、対処方法についての講座です	地域振興課 750-2392
	A ③	多文化共生講座	いそご多文化共生ラウンジが出張し、地域における多文化共生や国際交流についてお話しします	地域振興課 750-2393
	A ④	土木事務所の仕事とボランティア講座	道路・下水道・公園の維持管理のことや、花壇づくりといったボランティア活動のことなど、みなさまが興味のあるテーマについてお話しします	土木事務所 761-0081
福祉・健康・医療	B ①	お口の健康講座	歯科衛生士がむし歯予防や歯周病予防、オーラルフレイル予防、口腔ケアなど、お口の健康を維持するコツをお伝えします	福祉保健課 750-2446
	B ②	健康づくり講座	生活習慣病予防、がん検診啓発、たばこ、食生活に関する健康づくりの情報をお話しします	福祉保健課 750-2447
	B ③	地域包括ケアシステムってなんだろう	地域包括ケアシステムや磯子区アクションプランについて説明します	高齢・障害支援課 750-2417
	B ④	高齢者健康講座	高齢者のフレイル予防、認知症予防、食事やお口の健康など、高齢者の健康づくり、介護予防についてお話しします	高齢・障害支援課 750-2417
	B ⑤	介護保険制度について	介護保険制度と介護保険認定の申請方法について説明します	高齢・障害支援課 750-2494
	B ⑥	セーフティネットを知ろう	生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の困った時に役立つセーフティネットについて、わかりやすく説明します	生活支援課 750-2408
	B ⑦	国民健康保険・後期高齢者医療保険について	国民健康保険・後期高齢者医療保険についてわかりやすく説明します	保険年金課 750-2425・2428
ごみ・環境・衛生	C ①	ごみと資源物の分別説明会	ごみと資源物の分別についてわかりやすく説明します	地域振興課 750-2397
	C ②	土壌混合法について	自然の力で生ごみを分解する、土壌混合法についてわかりやすく説明します	地域振興課 750-2397
	C ③	食品ロス、プラスチック問題講座	SDGsにも関連する食品ロス、プラスチック問題についてお話しします	地域振興課 750-2397
	C ④	脱炭素化講座	地球温暖化の仕組みや家庭でできる脱炭素化の取組について説明します 2年後のGREEN×EXPO2027の最新情報も、ご説明します	区政推進課 750-2331
	C ⑤	衛生害虫講座	近年相談が増えている、ねずみ、蜂、トコジラミについて、家庭でできる対策についてお話しします	生活衛生課 750-2452
	C ⑥	食品衛生講座	食中毒予防などの食の安全に関するお話しや手洗い講座（実習）などを行います	生活衛生課 750-2451
育児	D ①	児童虐待防止のための30分出前講座	児童虐待の現状や「虐待かな？」と思った時の対応などを分かりやすくお伝えします	こども家庭支援課 750-2529
	D ②	こどもとあそぼう	公立保育園のスタッフがグループ、サークル等に就学前のお子さんとの楽しい遊びを提案します	こども家庭支援課 (洋光台第二保育園 831-3959)
防災	E ①	防災・減災講座	自助・共助・公助の取組や、大規模地震や風水害への備えなど防災・減災に関することをお話しします	総務課 750-2312
	E ②	やってみよう！防災講座	台風・大雨による浸水対策に有効な土のう作りや積み方、降雪時の効果的な融雪剤散布を実践形式で学ぶ講座です	土木事務所 761-0081